

過重労働対策に関するアンケート集計結果

〔 長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する
医師による面接指導等の実施状況に関する調査結果 〕

平成 19 年 12 月

資料出所（群馬労働局労働基準部安全衛生課）

I 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

平成17年度に改正された労働安全衛生法により義務付けられた長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施状況等を把握し、平成20年4月1日からの規模50人未満事業場への適用拡大に向けた効果的な過重労働対策の推進に資するため、群馬県内の事業場に対するアンケート調査を実施した。

2 調査対象

平成19年9月に管内の各労働基準監督署が実施した全国労働衛生週間説明会出席事業場に対し、アンケート表を配布し、無記名の回答を求めた。その結果、620箇所の事業場から回答があった。

3 調査事項

別紙のアンケート表のとおり。

II 調査結果

1 回答事業場の業種

アンケートの回答を得た事業場の業種は、製造業が最も多く、全体の62%を占めていた。

表1 回答事業場の業種

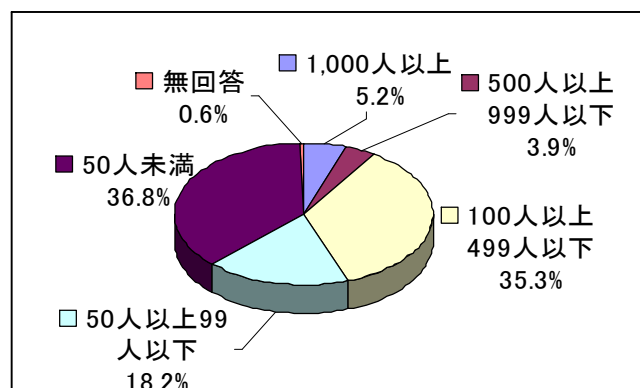
	署		高崎	前橋(伊勢崎分庁舎分を除く)	伊勢崎分庁舎	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	FAX
	回答数										
製造業	388	62.6%	62	30	70	36	148	15	18	8	1
卸売・小売業	14	2.3%		1	3	1	5	3		1	
建設業	74	11.9%	13	9	5	6	10	11	1	18	1
金融保険業	11	1.8%	4			1	3	3			
運輸業	40	6.5%	4	5	5	3	18		1	4	
通信業	1	0.2%		1							
電気ガス水道業	15	2.4%	4	2	2	1	5			1	
医療業	7	1.1%	1	1				3	1	1	
サービス業	32	5.2%	5	6	4		8	3	1	4	1
その他	33	5.3%	8	6	2	5	6	2		2	2
未記入	5	0.8%	3		2						
合計	620		104	61	93	53	203	40	22	39	5

2 事業場の規模

アンケートの回答を得た事業場の規模は、規模100人以上499人以下の事業場が35%と最も多かった。

表2 回答事業場の規模

事業場規模	回答数	
1,000人以上	32	5.2%
500人以上999人以下	24	3.9%
100人以上499人以下	219	35.3%
50人以上99人以下	113	18.2%
50人未満	228	36.8%
未記入	4	0.6%
合計	620	



3 改正労働安全衛生法（平成18年4月施行）の理解度

平成18年4月から施行された改正労働安全衛生法による「長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度」についての理解度は、内容まで理解しているとするものが37%であった。

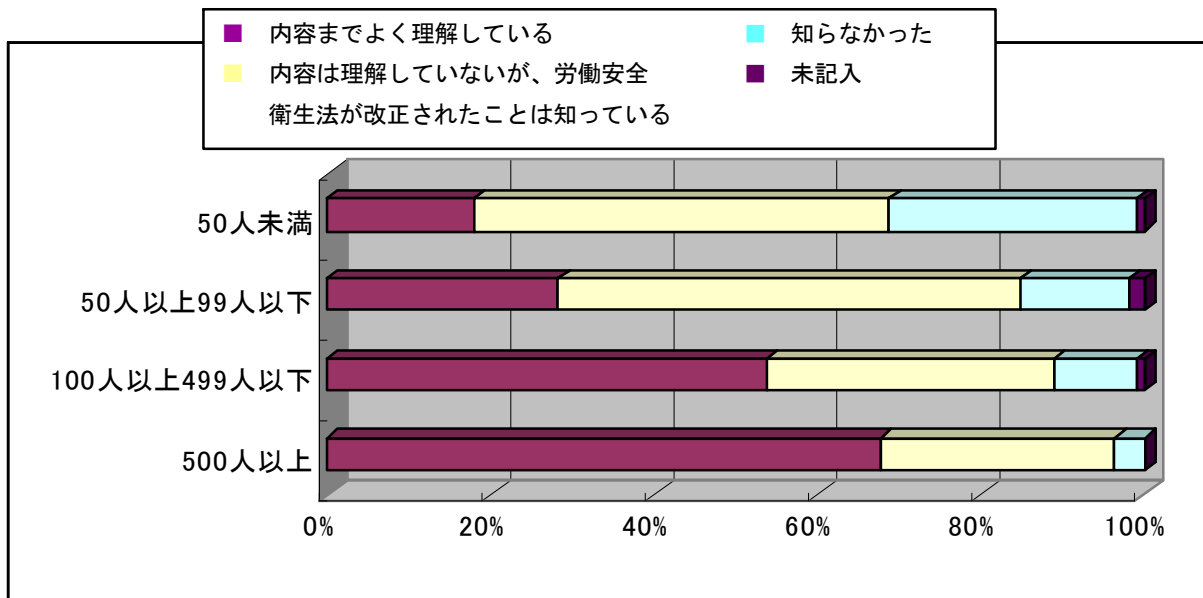
表3 面接指導制度の理解度

制度の理解	回答数	
1) 内容までよく理解している	232	37.4%
2) 内容は理解していないが、労働安全衛生法が改正されたことは知っている	273	44.0%
3) 知らなかった	109	17.6%
4) 未記入	6	1.0%
合計	620	

さらに、規模別に見ると、規模500人以上の事業場では67.9%の事業場が内容まで理解しているが、規模50人未満の事業場では18%にとどまっている。

表4 規模別理解度

	合計	内容までよく理解している	内容は理解していないが、労働安全衛生法が改正されたことは知っている	知らなかった	未記入
500人以上	56	38 67.9%	16 28.6%	2 3.6%	0
100人以上 499人以下	219	118 53.9%	77 35.2%	22 10.0%	2
50人以上 99人以下	113	32 28.3%	64 56.6%	15 13.3%	2
50人未満	228	41 18.0%	116 50.9%	69 30.3%	2
無回答	4	3 75.0%	0.0%	1 25.0%	
合計	620	232	273	109	6



4 面接指導の実施状況

長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の実施状況は、29.7%の事業場で実施している。

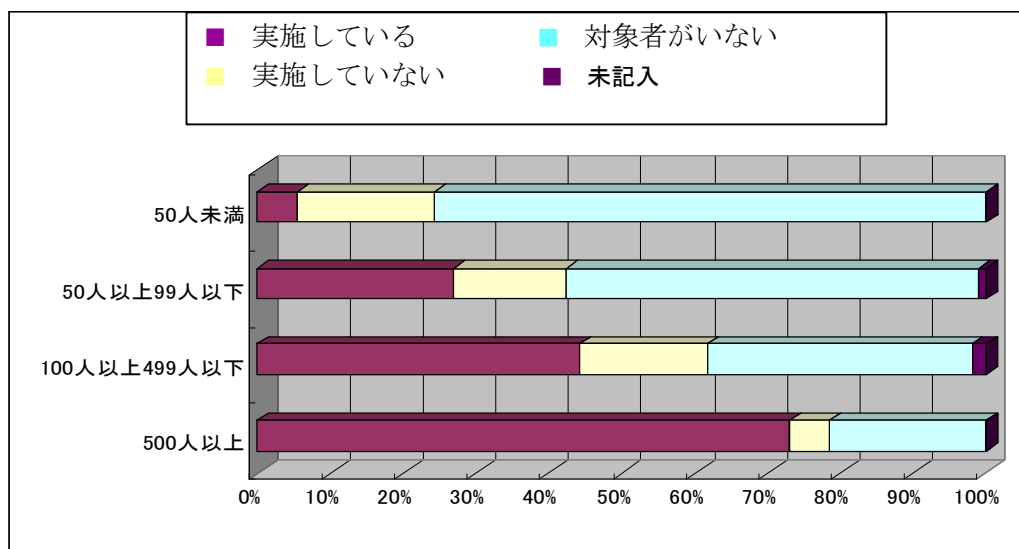
表5 面接指導等の実施状況

面接指導等の実施状況		回答数(%)
1) 実施している		184(29.7)
上記の1) うち時間外・休日労働が1月100時間を超え申し出を行った労働者に対する医師の面接指導	実施している	121 (65.8)
	実施していない	8(4.3)
	対象者がいない	48(26.1)
	未記入	7(3.8)
上記の1) うち時間外・休日労働が1月80時間を超え申し出を行った労働者に対する面接指導等	実施している	127(69.0)
	実施していない	14(7.6)
	対象者がいない	31(16.8)
	未記入	12(6.5)
上記1)のうち独自の基準を定めた面接指導	実施している	101(54.9)
	実施していない	69(37.5)
	未記入	14(7.6)
2) 実施していない		101(16.3)
3) 対象者がいない		330(53.2)
4) 未記入		5(0.8)
合 計		620(100.0)

これを規模別に見ると、規模500人以上の事業場では73%の事業場で面接指導を実施しているが、規模50人未満の事業場では5%にとどまっている。

表6 規模別の実施状況

	回答数(%)				
	合計	実施している	実施していない	対象者がいない	未記入
500人以上	56	41(73.2)	3(5.4)	12(21.4)	0
100人以上499人以下	217	96(44.2)	38(5.4)	79(36.4)	4
50人以上99人以下	111	30(27.0)	17(15.3)	63(56.8)	1
50人未満	226	12(5.3)	43(19.0)	171(75.7)	0



5 衛生委員会等での審議状況

事業場における衛生委員会（又は安全衛生委員会）での過重労働対策に関する審議状況は、54%の事業場で行っている。

表7 衛生委員会等での審議状況

衛生委員会等における過重労働対策の審議	回答数(%)
1) 行っている	185 (29.8)
上記のうち、行っている審議内容	
過重労働による健康障害の防止対策を実施する計画の策定	73
面接指導等の実施方法や実施体制	58
面接指導等の対象者を選ぶ基準の策定	31
労働者からの申し出が適切に行われるための環境整備	43
長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知	87
その他	20
2) 行っていない	352 (56.8)
3) 分からない	68 (11.0)
4) 未記入	15 (2.4)
合 計	620 (100.0)

6 管理監督者に対する面接指導等

事業場における管理監督者に対する面接指導等の実施状況は、22%の事業場で実施している。

表8 管理監督者に対する面接指導等の実施状況

管理監督者に対する面接指導の実施	回答数(%)
1) 労働時間を把握し労働者と同様に実施	87 (14.0)
2) 申し出た管理監督者に対し実施	51 (8.2)
3) 実施していない	241 (38.9)
4) 対象者がいない	193 (31.1)
5) 未記入	48 (7.7)
合 計	620 (100.0)

7 裁量労働者に対する面接指導等

事業場における裁量労働制の対象となる労働者に対する面接指導等の実施状況は、表9のとおりであった。

表9 裁量労働者に対する面接指導等の実施状況

裁量労働者に対する面接指導の実施	回答数(%)
1) 労働時間を把握し労働者と同様に実施	49 (7.9)
2) 申し出た管理監督者に対し実施	31 (5.0)
3) 実施していない	136 (21.9)
4) 対象者がいない	345 (55.6)
5) 未記入	59 (9.5)
合 計	620 (100.0)

8 事後措置の実施

事業場において面接指導等を実施した後の事後措置の実施状況は表10のとおりであった。

表10 事後措置の実施状況（複数回答）

事後措置の内容	回答数 (%)
1) 対象者の労働時間の短縮	79 (12.7)
2) 対象者の業務の負荷の軽減	84 (13.5)
3) 対象者の深夜業の回数の減少	19 (3.1)
4) 対象者のメンタルヘルス不調への対応	44 (7.1)
5) 職場や事業場単位での労働時間の短縮	45 (7.3)
6) 特に実施していない	128 (20.1)
7) 事後措置の必要な対象者がいない	138 (22.3)
8) 未記入	201 (32.4)

9 面接指導等における課題

事業場において、長時間労働者への面接指導等を実施する際に困っていることは、表11のとおりであった。このうち、問10で「1)地域産業保健センターを知っている」と回答した事業場のみでの集計と比較すると、

- 1) 面接する医師がいない
- 3) お金がかかる
- 4) 面接後の事後措置の方法が分からない

の項目で回答割合が低くなっていた。

表11 面接指導等を実施する際に困っていること（複数回答）

面接指導等において困っていること	回答数 (%)	
	全体	問10で「1」と回答したもののみ
1) 面接する医師がいない	40(6.5)	14(4.4)
2) 医師・産業医の面接時間がとれない	58(9.4)	32(10.1)
3) お金がかかる	34(5.5)	8(2.5)
4) 面接後の事後措置の方法が分からない	62(10.0)	25(7.9)
5) 医師面接後の精密検査の受け皿がない	10(1.6)	5(1.6)
6) 労働時間の把握が正確にできない	21(3.4)	12(3.8)
7) 基準に該当する者はいるが、面接指導の希望者がいない	70(11.3)	40(12.6)
8) 面接後の内容がうまくフィードバックされない	26(4.2)	14(4.4)
9) その他	42(6.8)	23(7.2)

10 地域産業保健センターの周知状況

地域産業保健センターの周知状況は、51.3%の事業場で周知されており、事業場の規模で差異は認められない。

表 1 2 地域産業保健センターの周知状況

	回答数 (%)		
	1) 知っている	2) 知らない	3) 未記入
合 計	318 (51.3)	264 (42.5)	38 (6.1)
500 人以上	28 (50.0)	23 (41.1)	5 (8.9)
100 人以上 499 人以下	119 (54.8)	89 (41.0)	11 (4.1)
50 人以上 99 人以下	55 (49.5)	52 (46.8)	6 (3.6)
50 人未満	113 (50.3)	99 (43.8)	16 (6.2)
規模未記入	3 (75.0)	1 (25.0)	0 (0)

Ⅲ まとめ

- 1 過重労働対策として、平成 18 年 4 月から施行された改正労働安全衛生法による「長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度」が導入されているが、同制度についての理解度は、内容まで理解しているとするものが 37% であり、内容は理解していなくとも、法改正について知っているとするものを含めると、約 7 割の事業場が知っていると回答している。しかし、平成 20 年 4 月 1 日から適用が拡大される規模 50 人未満の事業場では、内容まで理解していると回答したものは 18% にとどまっており、特に規模 50 人未満の事業場に対し、内容を理解させることに配慮した周知活動が必要である。
- 2 面接指導の実施についての問いに対しては、規模 500 人以上の事業場で 73% の事業場が実施しているとしたのに対し、規模 50 人未満の事業場では 5% と事業場規模で極端な差異が認められた。これについては、法令の適用が、現時点では規模 50 人以上の事業場となっていることが挙げられるが、規模が小さい事業場では面接する医師がない等の実施困難な状況があるものと思われ、地域産業保健センターの活用について一層の周知が必要である。

過重労働対策に関するアンケート

本調査は群馬労働局が事業場における健康管理の実態を把握し、今後の施策に活用するため、無記名方式で行うものです。また、このアンケートは統計的な処理を行った後、直ちに裁断破棄いたします。なお、この結果に基づき事業場への立ち入り等を行うことは一切ありません。ご回答は、お帰りの際か、またはFAX(027-210-5516)にて、ご提出下さい。

1 事業場の主な業種は次のうちどれですか。(1つに○)

- | | | |
|-------------------|-----------|----------|
| 1) 製造業 | 2) 卸売・小売業 | 3) 建設業 |
| 4) 金融保険業 | 5) 運輸業 | 6) 通信業 |
| 7) 電気ガス水道業 | 8) 医療業 | 9) サービス業 |
| 10) その他 (_____) | | |

2 事業場の規模は次のうちどれですか。(1つに○)

- | | | |
|----------------|------------------|------------------|
| 1) 1,000人以上 | 2) 500人以上 999人以下 | 3) 100人以上 499人以下 |
| 4) 50人以上 99人以下 | 5) 50人未満 | |

3 改正労働安全衛生法(平成18年4月施行)による「長時間労働者に対する医師による面接指導制度※」についてご存じですか。(1つに○)

- 1) 内容までよく理解している。
- 2) 内容は理解していないが、労働安全衛生法が改正されたことは知っている。
- 3) 知らなかった。

※ 長時間労働者のうち、時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、一定の要件を満たした者に対して医師による面接指導を実施する制度が創設され、平成18年4月から施行されています。(労働者数50人未満の事業場に対しては平成20年4月から適用されます。)

4 長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導を実施していますか。

- 1) 実施している。(※実施しているが、対象者がいない場合も含めます。)
- 2) 対象者はいるが、実施していない。
- 3) 対象者がいない。

※ 1)を選択した場合には、下記の(1)~(4)もご回答下さい。それ以外の場合は、5へすすんで下さい。

(1) 時間外・休日労働が1月に100時間を超え、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導を実施していますか。

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1) 実施している。 | 2) 実施していない。 | 3) 対象者がいない。 |
|------------|-------------|-------------|

(2) 時間外・休日労働が1月に80時間を超え、申し出を行った労働者に対して面接指導等※を実施していますか。

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1) 実施している。 | 2) 実施していない。 | 3) 対象者がいない。 |
|------------|-------------|-------------|

※ 「面接指導等」とは、面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置をいいます。面接指導に準ずる措置としては、保健師による保健指導、チェックリスト(厚生労働省ホームページに掲載)を用いた疲労蓄積度の把握などがあります。

(3) 上記(1)及び(2)以外に、事業場で独自に基準を定め、基準に該当する労働者に対して面接指導等を実施していますか。

- | | |
|------------|-------------|
| 1) 実施している。 | 2) 実施していない。 |
|------------|-------------|

(4) 月平均何名程度の労働者に対して面接指導等を実施していますか。(おおよその人数についてご回答いただければ結構です。)

毎月平均（　　）名程度が対象となり、（　　）名程度の労働者に対して面接指導等を実施している。

5 事業場では衛生委員会（又は安全衛生委員会）で過重労働対策に関する審議を行っていますか。（1つに○）

- 1) 行っている。 2) 行っていない。 3) 分からない。

※ 1)を選択した場合には、下記の(1)～(4)もご回答下さい。それ以外の場合は、6へすすんで下さい。

(1) どのような内容について審議を行っていますか。（複数回答可）

- 1) 過重労働による健康障害の防止対策を実施する計画の策定
2) 面接指導等の実施方法や実施体制
3) 面接指導等の対象者を選ぶ基準の策定
4) 労働者からの申し出が適切に行われるための環境整備
5) 長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知
6) その他

6 管理監督者に対しても面接指導等を実施していますか。（1つに○）

- 1) 管理監督者についても労働時間を把握し、一般の労働者と同様に実施している。
2) 申し出を行った管理監督者に対して実施している。
3) 実施していない。
4) 対象者がいない。

7 裁量労働制の対象となる労働者に対しても面接指導等を実施していますか。（1つに○）

- 1) 裁量労働制の対象となる労働者についても労働時間を把握し、一般の労働者と同様に実施している。
2) 申し出を行った裁量労働制の対象となる労働者に対して実施している。
3) 実施していない。
4) 対象者がいない。

8 面接指導等を実施した結果、何らかの事後措置を実施しましたか。（複数回答可）

- 1) 対象者の労働時間の短縮 2) 対象者の業務の負荷の軽減
3) 対象者の深夜業の回数の減少 4) 対象者のメンタルヘルス不調への対応
5) 職場や事業場単位での労働時間の短縮 6) 特に実施していない
7) 事後措置の必要な対象者がいない

9 長時間労働者への面接指導等を実施する際に困っていることは何ですか？当てはまる項目全てに○をつけてください。

- 1) 面接する医師がいない
2) 医師・産業医の面接時間がとれない
3) お金がかかる
4) 面接後の事後措置をどうすすめればいいのかわからない
5) 医師面接後の精密検査の受け皿がない
6) 労働時間の把握が正確にできない
7) 労働時間の基準に該当する者はいるが、医師面接を希望する従業員がいない
8) 医師面接後の内容が事業場にうまくフィードバックされない
9) その他（ ）

10 各地域産業保健センター（郡市医師会内）において、無料で健康相談や個別事業場訪問指導が受けられることをご存知ですか。

- 1) 知っている。 2) 知らない。

* ご協力、ありがとうございました。
群馬労働局安全衛生課
担当者:高倉(電話 027-210-5004)

